

融資主体支援タイプ

配分表

★各項目に該当することが確認できる書類を添付してください

○下記ポイントのボーダーラインは産業振興課農政係までお問い合わせください。

○現状設定日 ~ 令和4年4月4日

付加価値額の拡大
※算定式別紙

★令和3年青色申告決算書、直近の法人決算報告書、
営農計画書（経営計画書）等

必須目標

【付加価値額の現状】

直近年の付加価値額が以下のいずれかに該当
(ただし、3頁の新規就農ポイントの加点を受けるものは除く)

- a 300万円以上
- b 600万円以上

- a 1点
- b 2点

【付加価値額の拡大率の目標】

令和6年度の付加価値額の拡大率の目標が次のいずれかに該当
(ただし、3頁の新規就農ポイントの加点を受けるものは除く)

- a 現状の付加価値額の3%以上の増加
- b 現状の付加価値額の10%以上の増加
- c 現状の付加価値額の15%以上の増加
- d 現状の付加価値額の20%以上の増加
- e 現状の付加価値額の30%以上の増加

- a 1点
- b 2点
- c 3点
- d 4点
- e 5点

【付加価値額の増加額の目標】

ア 令和6年度の付加価値額の目標が次のいずれかに該当
(ただし、3頁の新規就農ポイントの加点を受けるものは除く)

- a 100万円以上の増加
- b 200万円以上の増加
- c 300万円以上の増加
- d 400万円以上の増加
- e 500万円以上の増加

- a 1点
- b 2点
- c 3点
- d 4点
- e 5点

拡大率と拡大額、
両方の選択可

イ 令和6年度の付加価値額の目標が次のいずれかに該当
(3頁の新規就農ポイント加点对象者のみ)

基準額 ~ 令和6年度における就農後経過年数 × 50万円

- a 基準額以上
- b 基準額の10%増し以上
- c 基準額の20%増し以上
- d 基準額の30%増し以上
- e 基準額の40%増し以上

- a 1点
- b 2点
- c 3点
- d 4点
- e 5点

※アとイはどちらか

経営面積の拡大

★共済耕地図、農地台帳、農地売買協議書、契約書等

aからeのいずれかに該当 ※拡大する面積について、a・cについては施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、b・dについては施設園芸が10%以上、果樹は5%以上で算定

借りていた分を買う事は経営面積の拡大とはいわない

- a 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており、かつ、令和6年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行う
- b 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており、かつ、令和6年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行う
- c 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており、かつ、令和6年度に現状より経営面積の拡大を行う、又は、令和6年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行う
- d 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている、又は、令和6年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行う
- e aからeまでに該当せず、令和6年度に現状より経営面積の拡大を行う

a 5点
b 4点
c 3点
d 2点
e 1点

労働時間の短縮

★作業日報、営農計画書(農作業時間削減計画書)等

栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcのいずれかに取組んでいる。

- a 令和6年度までに10%以上削減することとしている。
- b 令和6年度までに20%以上削減することとしている。
- c 令和6年度までに50%以上削減することとしている。

a 1点
b 2点
c 3点

経営管理の高度化

★履歴事項全部証明書、GAP認証書、青申、BCP書、有機JASの認証書等

- ア 現在、法人化している、又は令和6年度までに法人化する
- イ 国際水準GAP(GLOBAL GAP、ASIA GAP)認証を取得している
- ウ 農業版BCP(被害を想定し被災後の早期復旧・事業再開に向けた事業継続計画)を策定している
- エ 青色申告を行っている、又は令和6年度までに行う
- オ 以下のいずれかの取組みに該当している
 - (ア)令和元年度～令和3年度に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減、又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている、又は令和6年度までに行う
 - (イ)有機JASの認証を受けている、又は令和6年度までに認証を受けている又は令和6年度までに認証を受けてる面積を拡大する(新規で認証を受ける場合も含む)

ア 2点
イ 1点
ウ 1点
エ 1点
オ 1点

新規就農

★青年等就農計画認定書

令和4年度に就農、又は就農後5年度以内の者（認定新規就農者に限る）

- a 50歳までに就農した者（法人では役員の過半が50歳以下）
- b 令和4年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合

2点
(以下加点)
a **2点**
b **1点**

農業者の育成

★研修日誌、経営改善計画認定書 等

農業研修生を受け入れている（外国人技能実習制度の者を除く）

- ア 受け入れた農業研修生が過去5年以内に独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった場合

1点
(以下加点)
ア **1点**

女性の取り組み

★履歴事項全部証明書、法人構成員名簿、出資者名簿 等

以下のいずれかに該当する

- ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている、又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）
- イ 代表者が女性である、又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織（過半＝半分より多いことであり5割では満たない）
- ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者である者

3点

輸出計画との連携

★認定を受けた輸出事業計画

助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの

1点

農作業の共同化

★作業日報、営農計画書（農作業共同化計画書）

自らの経営に係る農作業について、他の農業者と共同して行っている又は令和6年度までに行うこととしている。

3点